

# 青森県報

第二千八百六十一号

平成十九年  
十一月二十一日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉課)……………一

右 同……………(同)……………一

生活保護法による介護機関の指定……………(同)……………二

右 同……………(同)……………二

都市計画事業の認可……………(都市計画課)……………三

### 公告

建設業者の許可の取消し……………(三八地域民局)……………三

### 収用委員会

公示による通知……………(監理課)……………三

右 同……………(同)……………四

右 同……………(同)……………四

右 同……………(同)……………五

右 同……………(同)……………五

右 同……………(同)……………六

右 同……………(同)……………六

## 告示

青森県告示第七百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
医療法人平成会	八戸市湊高台二丁目四の六	訪問看護	あさひ訪問看護ステーション	八戸市湊高台二丁目四の六	平成一九・〇・一
医療法人晴山会	黒石市大字温湯字上川原七の一	居宅療養管理指導	山谷内科医院	黒石市大字温湯字上川原七の一	平成一九・八・三

青森県告示第八百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
医療法人平成会	八戸市湊高台二丁目四の六	訪問看護	あさひ訪問看護ステーション	八戸市湊高台二丁目四の六	平成一九・〇・一

青森県告示第八百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定期間
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日
医療法人晴山会	黒石市大字温湯○字上川原七の一	山谷胃腸科内科	黒石市大字温湯○字上川原七の一	平成一九・四・一
株式会社尚	三戸郡南部町大字斗賀字上斗賀三の三	グループホームたずさ	三戸郡南部町大字斗賀字上斗賀三の三	一九・一〇・一
合同会社介護サービス事業所	下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	介護サービス事業所和	下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	一九・一〇・三
"	"	訪問看護ステーション「和」	"	"
三和工業株式会社	弘前市大字小沢六字大開四五の五	サンワ訪問介護	弘前市大字小沢一丁目二〇五の二	一九・一〇・一五
社会福祉法人和森会	上北郡東北町上北二丁目三三の三〇五	セイサイサービスセンター中央	上北郡東北町上北二丁目三三の三〇五	一八・四・一
有限会社ブリイズ	八戸市大字妙字桶屋平九の六〇	ヘルパーステーション森かっこう	三戸郡階上町蒼前西二丁目九の九九二	一九・一〇・一
有限会社ト宅支援ハ	黒石市松原七八の一三	サポートサービス	黒石市松原七八の一三	"

青森県告示第八百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指定期間
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日
医療法人晴山会	黒石市大字温湯○字上川原七の一	山谷胃腸科内科	黒石市大字温湯○字上川原七の一	平成一九・四・一
株式会社尚	三戸郡南部町大字斗賀字上斗賀三の三	グループホームたずさ	三戸郡南部町大字斗賀字上斗賀三の三	一九・一〇・一
合同会社介護サービス事業所	下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	介護サービス事業所和	下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	一九・一〇・三
"	"	訪問看護ステーション「和」	"	"
三和工業株式会社	弘前市大字小沢六字大開四五の五	サンワ訪問介護	弘前市大字小沢一丁目二〇五の二	一九・一〇・一五
社会福祉法人和森会	上北郡東北町上北二丁目三三の三〇五	老人保健施設アセンタ	弘前市大字山崎一丁目三の七	一八・四・一
"	"	通所介護ステーション	"	"
社会福祉法人和森会	上北郡東北町上北二丁目三三	セイサイサービスセンター	上北郡東北町上北二丁目三三	"

中部上北広域事業組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	介護予防施設 短期生活介護	松風荘生活介護事業所	上北郡東北町字乙供一三三	一九〇一
有限会社リブライス	八戸市大字妙字桶屋平九の六〇	介護予防施設 訪問介護	ヘルパーステーション かつこうの森	三戸郡階上町蒼前西二丁目九の九二	一九二〇一
有限会社新堂企画	上北郡東北町上北南四丁目三〇八	介護予防施設 認知症対応型共同生活介護	グリーンパーク 苑上北	上北郡東北町大字大浦字菅林一六の一	一九九一

青森県告示第八百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画道路事業を平成十九年十一月十二日認可したので、同条第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
青森市
- 二 都市計画事業の種類  
青森都市計画道路事業（三・二・二号内環状線）
- 三 事業施行期間  
平成十九年十一月二十一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
青森県青森市大字石江字岡部及び字三好地内
  - 2 使用の部分  
なし

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成十九年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社下館組
- 二 代表者の氏名 下館 康男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字尻内町字尻内河原六七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第二二一〇号
- 五 取消年月日 平成十九年十一月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十九年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定により公告が行なう。

平成十九年十一月二十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
- 二 通知を受けるべき者
- 三 通知すべき書類の保管場所
- 四 その他

一の書類は、平成十九年十一月十一日をもって通知があったものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
西館 一夫	住所不明 ただし、住民票の住所 青森市長島2丁目12番9号 山二フエニックス 404号	
伊沢 和行	住所不明 住民票除票の住所（昭和59年6月14日 職権消除） 青森県十和田市大字八斗沢字伊谷沢6番地3	
大下内 清見	住所不明 ただし、住民票の住所 神奈川県横浜市区上川井町78番地 八ツツクスモス202号	
大久保 定男	住所不明 住民票除票の住所（平成17年12月28日 職権消除） 埼玉県吉川市大字土場418番地3	

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十九年十一月二十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
- 二 通知を受けるべき者
- 三 通知すべき書類の保管場所
- 四 その他

一の書類は、平成十九年十一月十一日をもって通知があったものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
山端 西松	住所不明 戸籍の本籍地 ただし、十和田市大字大沢田字牛鍵105番地 青森県十和田市大字大沢田字牛鍵105番地	

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十九年十一月二十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
- 二 通知を受けるべき者
- 三 通知すべき書類の保管場所

青森県国土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成十九年十一月十一日をもって通知があつたものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
阿部 忠夫	住所不明 ただし、住民票除票の住所（平成16年9月8日 職権消除） 青森県上北郡七戸町字荒田川久保2番地	

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十九年十一月二十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
  - 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
  - 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県国土整備部監理課内
  - 四 その他  
一の書類は、平成十九年十一月十一日をもって通知があつたものとみなされます。
- 別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考

不明 ただし、 檀鏡 武雄の 相続人	住所不明 戸籍の本籍地 青森県上北郡上北町大字新館字赤平21番地	
--------------------------------	----------------------------------------	--

大下内 清見	住所不明 住民票の住所 ただし、 神奈川県旭区上川井町178番地 八イソコヌモ又202号	
--------	----------------------------------------------------------	--

仁和 義定	住所不明 住民票除票の住所（平成11年3月30日 職権消除） 青森県十和田市大字大沢田字芋久保62番地1	
-------	---------------------------------------------------------------	--

不明 ただし、 登記 簿上の 名義人 檀崎孫助	住所不明 登記上の住所 青森県上北郡東北町大字新館字赤平117番地	
----------------------------------------	-----------------------------------------	--

不明 ただし、 登記 簿上の 名義人 檀上保太郎	住所不明 登記上の住所 青森県上北郡東北町大字新館字赤平117番地	
-----------------------------------------	-----------------------------------------	--

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十九年十一月二十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県国土整備部監理課内
- 四 その他  
一の書類は、平成十九年十一月十一日をもって通知があつたものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
館 祐子	住所不明 ただし、住民票の住所 東京都江東区龜戸3丁目29番8号	

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十九年十一月二十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他  
一の書類は、平成十九年十一月十一日をもって通知があつたものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
和田 勝春	住所不明 ただし、住民票除票の住所（平成15年2月28日 職権消滅） 新潟県西蒲原郡巻町大字巻甲1515番地6 佐藤真由美方	

住所不明 戸籍附票の住所（昭和44年9月1日職 権消滅） 青森県上北郡天間林村大字ニツ森字家ノ表125 番地 ただし、登記簿上の住所 青森県上北郡天間林村大字天間館字作田道149 番地	信雄 登記 氏名 夫 一ツ森 一だしの 上ツ森 二ツ森
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十九年十一月二十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他  
一の書類は、平成十九年十一月十一日をもって通知があつたものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
和田 勝春	住所不明 ただし、住民票除票の住所（平成15年2月28日 職権消滅） 新潟県西蒲原郡巻町大字巻甲1515番地6 佐藤真由美方	

<p>二ツ森上ノ森 信雄、氏名 登記簿上ノ森 信夫</p>	<p>住所不明 戸籍附票の住所 (昭和44年 9月 1日 職 権消除) 青森県 上北郡 天間林村 大字 二ツ森 字 家ノ表 125 番地 ただし、登記簿上の住所 青森県 上北郡 天間林村 大字 天間館 字 作田 道 149 番地</p>	
-------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭